

各位

米子信用金庫

個人信用情報機関への誤登録に関するお詫びについて

当金庫におけるカードローン契約に係る事務処理の誤りにより、信用情報機関（全国銀行個人信用情報センター、株式会社日本信用情報機構、株式会社シー・アイ・シー）へ登録した信用情報に、事実と異なる内容を登録していたことが判明いたしました。

お客様ならびに関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

1. 事案の概要

一定期間ご利用のないカードローン契約やご契約年齢を超過したカードローン契約を、契約に基づき、お客様から個別のお申し込みをいただくことなく解約した際に、本来「完了（契約終了）」として登録すべき信用情報を、誤って「移管（債権譲渡）」として信用情報機関へ登録していたことが判明いたしました。

※本事案は登録すべき個人信用情報の誤登録の判明であり、お客様の個人情報の流出は発生しておりません。

2. お客様への影響

個人信用情報は、金融機関やクレジット会社において、各種ローンの借入れやクレジットカードの発行等の審査に利用されるものであり、本件により審査等に影響が生じていた可能性があります。

3. 対象となるお客様

2018年5月30日から2026年1月15日までの間に、一定期間ご利用のないカードローン契約または契約年齢を超過したカードローン契約について、当金庫において契約に基づく解約手続きを行ったお客様（合計8,121先）。

なお、対象となるお客様には、お詫びと経緯について、ご通知を発送しておりますが、転居等にてお手元に届かないケースも想定されます。ご自身が対象となっているか分からない場合など、ご不明な点等ございましたら、以下のお客様相談室までお問い合わせください。

4. 現在の対応状況

信用情報機関と連携のうえ、対象となるお客様の登録内容の修正手続きを実施しており、2026年3月30日時点で正しい内容で登録されていることを確認しております。本件により融資審査に影響が生じていた恐れのある期間は、2018年5月30日から2026年3月30日です。

※上記は本件全体として誤登録が確認された期間を示すものであり、誤登録が生じていた期間はお客様ごとに異なります。

5. 本件に関するお問い合わせ先

米子信用金庫 お客様相談室 0120-926-982（受付時間 平日9:00～17:00）